

## 「北九州市すまいるクラブ」会員規約

この規約は、「北九州市すまいるクラブ」会員に関する事項を定めたものです。

### (会員)

第1条 この規約において、「北九州市すまいるクラブ」会員とは、北九州市への定住・移住を希望し、北九州市による定住・移住促進に向けた取組に賛同する個人とします。ただし、以下に該当するものを除きます。

- (1) 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

### (入会手続き)

第2条 「北九州市すまいるクラブ」会員になるには、ホームページ、あるいは窓口申請(持参、郵送、FAX など)での手続きが必要です。

- (1) 定住・移住ポータルサイト「北九州ライフ」内の「北九州市すまいるクラブ」ページにて、登録フォームで申請する。
- (2) 北九州市内の窓口にて申請する。
- (3) 北九州市東京事務所の窓口にて申請する。
- (4) 首都圏等における移住セミナー・フェア等に設置される北九州市窓口にて申請する。

### (会員資格の発生)

第3条 「北九州市すまいるクラブ」会員の資格は、申請者が会員証を受領したときから生じます。

### (会員証の発行)

第4条 「北九州市すまいるクラブ」会員には、会員証を発行します。なお、会員証を破損、紛失等した場合は、速やかに北九州市企画調整局地方創生推進室に届け出てください。

### (会員資格の証明)

第5条 「北九州市すまいるクラブ」会員の資格は、すべて会員証によって証明されます。

### (会員証の有効期限等)

第6条 会員証は、「北九州市すまいるクラブ」会員として登録されている間のみ有効となります。なお、会員証は、会員資格を喪失したとき、その効力を失います。

### **(会員の権利)**

第7条 「北九州市すまいるクラブ」会員は、会員証が有効である期限内において、会員証の提示により、特典サービスを受けることができます。なお、会員証は会員本人にのみ利用を認めるものです。ただし、特典サービスの内容が会員本人に限らない場合は、特典サービスを提供する個別事業者による定めに準ずるものとします。

### **(会員の義務)**

第8条 「北九州市すまいるクラブ」会員は次の事項を遵守下さい。

- (1) 「北九州市すまいるクラブ」会員に対して行われる特典サービスを受ける場合は、事前あるいは求めに応じて会員証を提示すること。会員証の提示のない場合は、会員扱いをいたしません。
- (2) 会員証は他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (3) 改名又は住所変更をした場合は、北九州市企画調整局地方創生推進室に速やかに届け出ること。

### **(退会手続き)**

第9条 「北九州市すまいるクラブ」会員が退会しようとするときは、北九州市企画調整局地方創生推進室に申し出てください。退会した際には、会員証を速やかに破棄してください。

### **(会員資格の喪失)**

第10条 「北九州市すまいるクラブ」会員は、次の場合は会員資格を失います。

- (1) 退会の申し出を行ったとき
  - (2) 死亡したとき
  - (3) 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき
  - (4) その他市長が適当でないと認めるとき
- 2 会員資格の喪失により、会員に何らかの損害が生じたとしても、本市は一切責任を負わないものとします。

### **(個人情報の取扱)**

第11条 北九州市は、会員が同意した本条の定めに従い会員の個人情報を取り扱います。北九州市は、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州条例第51号第2条第2項に規定する個人情報をいう。）その他各種法令を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分配慮いたします。

### **附則**

この規約は、平成28年10月6日から施行する。